

2022年9月20日

**世界銀行が生物多様性の重要性の啓発を目的に初めて発行する
サステナブル・ディベロップメント・ボンドを引受
本邦機関投資家が共同で投資**

シティグループ証券株式会社は、世界銀行（正式名称：国際復興開発銀行（IBRD）、ムーデーズ：Aaa、スタンダード&プアーズ：AAA）が本邦投資家向けに発行する総額 3 億 1500 万豪ドル建てのサステナブル・ディベロップメント・ボンド発行において取扱証券会社に指名されました（共同引受会社はシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよび、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー）。

本件は、世界銀行が生物多様性の保全の重要性を啓発することを目的として初めて発行するサステナブル・ディベロップメント・ボンドであり、今年開催予定の「生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）」を前に、日本の機関投資家が生物多様性の保全の重要性を世界に啓発する共同投資となります。

シティの市場部門における ESG 事業のグローバル責任者であるエルリー・ワイネット・シーリグは以下の通りコメントしています。「世界銀行及び日本の主要な機関投資家による生物多様性の保全の重要性を啓発することを目的として初めて発行するサステナブル・ディベロップメント・ボンドの起債に携わることができ光栄に思います。生物多様性は、人類史上かつてない速さで失われています。生物多様性損失の原因に対処する世界銀行のリーダーシップと、その回復に向けた取り組みは、シティグループやお客様の目標を補完するものです」

シティは、20 年以上にわたりサステナビリティに取り組んでおり、1997 年に国連環境計画の金融イニシアティブに参加以後、業界内外の取り組みに参画しています。2019 年には、世界で初めてサステナビリティ・ボンドの発行を手掛け、こうした実績を本債券のアレンジに活かしています。シティは 2030 年までに総額 1 兆ドルのサステナブル・ファイナンスの実行および支援を表明しており、本債券のアレンジを含め、金融の側面から持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

発行概要

発行体：	世界銀行（正式名称：国際復興開発銀行（IBRD））
格付け：	Aaa /AAA (Moody's/S&P)※全て無登録格付
発行額：	AUD 315,000,000
決済日：	2022 年 9 月 27 日
償還日：	2032 年 9 月 27 日
発行価格：	100%
利率：	4.229%
取扱証券会社：	シティグループ証券株式会社 （引受会社はシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド） モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 （引受会社はモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー）

シティについて

シティは、国際取引を必要とするお客様のための卓越した金融パートナー、ウェルス・マネジメント分野のグローバルリーダーであり、米国市場で高く評価されているパーソナル・バンキング事業を展開している金融機関です。世界160以上の国と地域において、個人、法人、政府機関などのお客様に、幅広い金融商品とサービスを提供しています。

www.citigroup.jp | www.citigroup.com | Twitter: @Citi | YouTube: www.youtube.com/citi | Blog: <http://blog.citigroup.com> | Facebook: www.facebook.com/citi | LinkedIn: www.linkedin.com/company/citi

本件に関するお問い合わせ先

シティグループ
コーポレート・アフェアーズ
03-6776-5112

金融商品取引法第 37 条に定める事項の表示

金融商品取引を行われる場合は、各商品等に所定の手数料等(株式取引の場合には、事前にお客様と合意した手数料率の委託手数料および消費税、投資信託の場合には、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、すべての金融商品には、関連する固有リスクがあり、国内外の政治・経済・金融情勢、為替相場、株式相場、商品相場、金利水準等の市場情勢、発行体等の信用力、その他指標とされた原資産の変動により、多額の損失または支払い義務が生じるおそれがあります。さらに、デリバティブ取引の場合には、お客様との合意により具体的な額が定まる保証金等をお客様に差し入れていただくこと、加えて、追加保証金等を差し入れていただく可能性もあり、こうした取引についてはお取引の額が保証金等の額を上回る可能性があります。デリバティブ取引にあたり差し入れていただく保証金等の額は担保契約の内容により異なるため、現時点ではお取引の額の保証金等の額に対する比率上限を算出することはできません。また、上記の指標とされた原資産の変動により、保証金等の額を上回る損失または支払い義務が生じるおそれがあります。さらに、取引の種類によっては、金融商品取引法施行令第 16 条第 1 項第 6 号が定める売付けの価格と買付けの価格に相当するものに差がある場合があります。権利行使期間がある場合は権利を行使できる期間に制限がありますので留意が必要です。期限前解約条項、自動消滅条項等の早期終了条項が付されている場合は、予定された終了日の前に取引が終了する可能性があります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書 またはお客様向け資料をよくお読みください。

商号等: シティグループ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第130号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会